

# すべての子どもを支援する 子ども家庭総合支援拠点を設置 しました！



## 子ども家庭総合支援拠点

○平成28年児童福祉法改正により、各自治体に設置が義務付けられた。(努力義務) 国はこの法的根拠を基に、2022年までに全市区町村に設置する方針を示している。

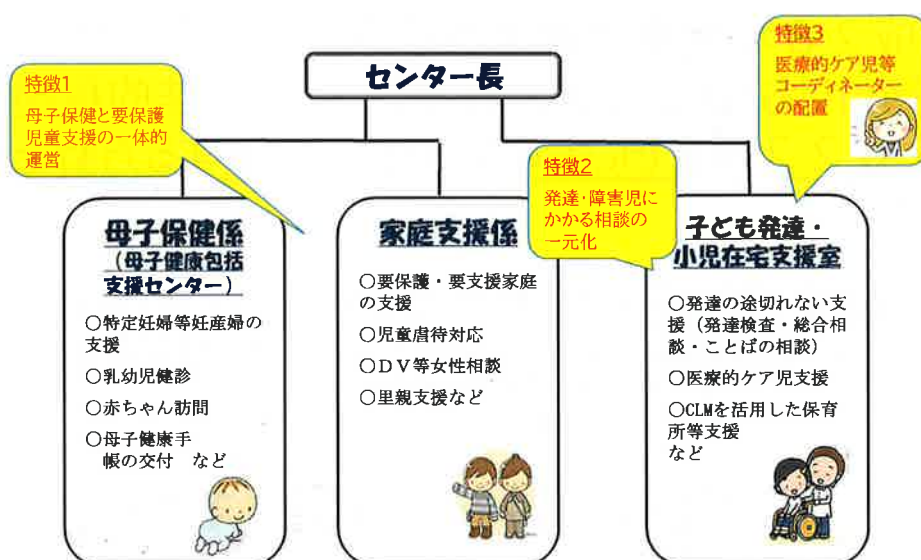
○地域のすべての子ども・家庭の相談に専門性をもって対応すること、地域資源を有機的につなぐことなどが求められている。

○県内では、9市町で設置済。(R3.2末現在)

## 桑名版子ども家庭総合支援拠点のポイント

- 1) 昨年10月に開所した「母子健康包括支援センター（子育て支援包括支援センター）」を含めた母子保健分野を包含した組織とし、妊娠期から途切れのない支援を行います。
- 2) 発達が気になる子どもの支援を強化するため、発達・障害児にかかる相談を一部、一元化し、「子ども発達・小児在宅支援室」を設置しました。
- 3) 医療的ケアが必要な子ども及び保護者の支援を強化するため医療的ケア児等コーディネーターを、県内で初めて市町担当課に配置しました。

## 桑名版子ども家庭総合支援拠点(子ども総合センター)



桑名市子ども家庭総合支援拠点(桑名市子ども総合センター)イメージ図

桑名市子ども家庭総合支援拠点(桑名市子ども総合センター)

- 子ども家庭支援全般に係る業務
- 要支援児童・要保護児童への支援(要保護児童及びDV対策地域協議会事務局)
- 関係機関との連絡調整
- DV相談等の支援
- その他必要な支援

母子健康包括支援センター

- 妊娠期からの総合的相談や支援を実施

子ども発達・小児在宅支援室

- 発達が気になる子ども等への途切れない支援を提供
- 医療的ケア児支援のため、医療的ケア児等コーディネーターを配置

北勢児童相談所

- 相談、養育環境等の調査、専門診断等
- 一時保護、措置
- 市町援助 等





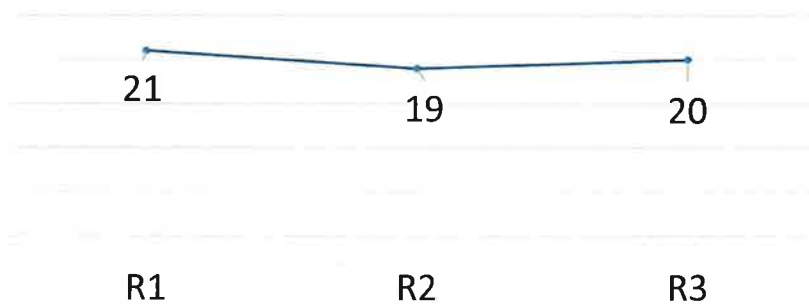
## 桑名市医療的ケア児 レスパイト支援事業の概要

桑名市保健福祉部子ども未来局  
子ども総合センター

### 桑名市の医療的ケア児を取り巻く現状



医療的ケア児数



- 桑名市の医療的ケア児数は20名前後で推移しています。
- しかしながら、市内、市外ともレスパイトを実施可能な医療機関、事業所が少ない現状があります。
- そのため、保護者が自宅で在宅ケアを行っていますが、過労や睡眠不足に陥ってしまう場合も散見されています。

事業実施に至った経緯	
平成25、26年度	県小児在宅医療連携拠点事業のモデル地区として指定を受ける。 ⇒ 市内の医療的ケア児の実態把握、課題抽出を行う。
平成27年度	関係機関のネットワーク組織「eケアネット そういん」設立。医療機関、訪問看護ステーション、行政等が参加。事例検討、課題検討等を行う。 <small>在宅支援の必要性など把握</small>
平成30年度	桑名市総合医療センター開設。NICU（新生児集中治療室）設置。

平行して支援策を検討

- 2 -

